

水質分析センター接続点（北部・南部）水質調査業務特記仕様書

1 目的

本業務は、公益財団法人三重県下水道公社が接続点（北部・南部）水質調査を実施するために、必要な採水業務を委託するものである。

2 業務内容

県流域下水道幹線（北部及び南部処理区）各接続点マンホールにおいて、採水業務を行うものである。

3 採水地点

別表1のとおり

4 日程等

別表2のとおり

5 採水容器等

(1) 採水容器

採水地点1ヶ所につき次の容器すべてに採取し、クーラーボックスに入れて保冷のうえ運搬するものとする。

- ・ 褐色広口メジューム瓶（1 L） 1本
- ・ 広口メジューム瓶（1 L） 2本
- ・ 広口メジューム瓶（100 mL） 1本
- ・ テスパック（1 L） 3本
- ・ クーラーボックス 1個（採水2ヶ所につき）

(2) 採水容器等の受渡し等

採水容器及びクーラーボックスはすべて水質分析センター所有のものを使用することとし、採水容器等の受託者への事前受け渡し日及び採水日時については、業務受託後に監督員と別途調整すること。

また、採水器具は、水質調査に必要な器具を受託者が準備して使用するものとする。

採水した試料は速やかに搬入するものとし、遅くとも午後3時迄には搬入を完了すること。ただし、交通事情等により遅延する場合はこの限りではない。

6 採水作業

- (1) 受託者は、採水作業を実施する場合には、各採水地点において酸素欠乏危険作業主任者を1名以上配置し、作業の安全を確保すること。
- (2) 受託者は、各採水地点において交通誘導員を配置し、採水作業を実施している間、交通の安全を確保すること。
- (3) 採水に際し、試料が均一になるように採水容器へ採取すること。
- (4) 降雨等の影響が懸念される場合は、監督員と別途調整を行うこと。
- (5) 採水作業は午前10時30分以降に開始すること。

7 各種申請等

受託者は、業務委託契約締結後、本受託業務を実施するために必要な関係機関への申請等手続きを速やかに実施すること。

8 報告書

- (1) 受託者は、各採水地点での業務実施状況の写真を撮り、業務完了後、業務完成報告書に写真を添付し提出するものとする。
- (2) 監督員と打合せを行った場合は、業務打合せ簿にその内容を記載し、速やかに提出すること。

9 その他

- (1) 受託者は、業務受託後速やかに監督員と業務に係る打合せを行うこと。
- (2) 受託者は、特に定めのない事項については、監督員からの指示を受けること。